

# 能勢町通学路等交通安全プログラム

通学路等の安全確保に関する取組の方針

平成27年1月 策定  
令和3年4月 一部改訂  
令和7年4月 一部改訂  
令和8年2月 一部改訂

能勢町

## 1. プログラムの目的

本町では、平成28年4月に新学校が開校となることから、平成27年1月に「能勢町通学路交通安全プログラム」を策定し、児童生徒が安全に通学できるように、関係機関が連携して、通学路の安全確保を図ってきたところです。

令和元年5月に滋賀県大津市で発生した園外活動中の保育園児が巻き込まれた交通事故を受け、未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下「未就学児移動経路」という。）についても対象とすることとして、本プログラムの一部を改定し、名称も「能勢町通学路等交通安全プログラム」に改め、子どもたちが日常的に移動する経路の安全確保を図っていきます。

## 2. 推進体制

通学路及び未就学児移動経路（以下「通学路等」という。）の交通安全の確保に向けた取組の基本方針を策定するとともに基本方針に基づく取組を継続して推進するため、「能勢町通学路等安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。推進会議は、以下の関係機関をもって構成し、事務局を能勢町教育委員会に置きます。

- ・大阪府池田土木事務所
- ・大阪府豊能警察署
- ・能勢町福祉部
- ・能勢町まちづくり推進部
- ・能勢町教育委員会

## 3. 通学路等の定義

本プログラムで対策を検討する「通学路等」の定義については、以下のいずれかに該当する路線・箇所とします。

- (1) 別紙地図で示す学校前期課程の徒歩通学経路  
(各地区の集合場所から、学校第1正門まで)

\*別紙地図は、防犯上の観点から一般公開は行わず、保護者・関係機関等への共有に留めます。

- (2) 学校前期課程徒歩通学における、自宅から各地区集合場所までの最も合理的な経路
- (3) 学校後期課程自転車通学における、自宅から第1正門までの最も合理的な経路
- (4) 学校前期・後期課程スクールバス通学における、自宅から各バス停留所までの最も合理的な経路
- (5) その他、学校長及び保育所長の判断により、対策が必要と認める路線・箇所

## 4. 基本方針

### (1) 対策の検討と合同点検の実施方針

#### ア) 事前点検（学校等での安全点検）

学校、保護者、地域が連携を図り、毎年定期的に通学路の安全点検を行い、対策の必要な箇所がある場合、学校が町教育委員会に依頼します。

また、保育所及び認定こども園等（以下「教育・保育施設」という。）においても、毎年定期的に未就学児移動経路の安全点検を行い、対策の必要な箇所がある場合、教育・保育施設が町福祉部に依頼します。

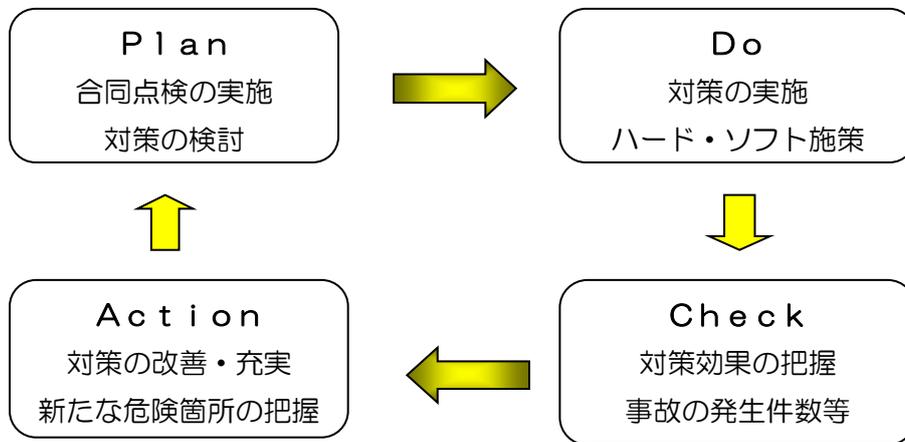
イ) 町教育委員会及び町福祉部は、依頼内容について、それぞれ学校及び教育・保育施設に確認しながら、事前に現地確認を行ったうえで、推進会議に諮り、対策の検討を行います。

ウ) 合同点検は、必要な場合に学校関係者、教育・保育施設、町福祉部、町教育委員会、警察及び道路管理者等が参加し実施します。

点検の実施に当たっては、通学路等の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とするほか、積雪等の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点に点検すること等重点課題を設定し、効率的・効果的に実施します。

## (2) 基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、下記のPDCAサイクルを実施することにより、通学路等の安全性の向上を図ります。



## (3) 対策の検討

合同点検の結果、対策が必要な箇所について、箇所ごとに、標識の設置や歩道設置等のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等具体的な対策を検討します。

## (4) 対策の実施

対策が円滑に進むように、関係機関で連携し実施します。

## (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づき実施した対策について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒・未就学児が安全になったと感じているのか等を学校及び教育・保育施設で把握します。

## (6) 対策の改善・充実

実施効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善と充実を図ります。

## 5. 公表等

点検結果や対策内容については、「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、関係機関で認識を共有します。また「対策一覧表」については、ホームページで公表します。